

## 自治基本条例の推進に向けた取組について

## 1 西脇市まちづくり推進審議会

## (1) 開催状況

- ア 審議会（地域自治協議会のあり方について） 3回
- イ 審議会（まちづくり活動補助金のあり方について） 2回
- ウ まちづくり活動補助金審査部会 3回

## (2) 諮問事項

- ア 「地域自治協議会」のあり方及び制度設計について
- イ まちづくり活動補助金における現制度の課題や改正の必要性について
- ウ 西脇市地区まちづくり実践補助事業及び西脇市市民提案型まちづくり事業の審査

## (3) 答申内容

## ア 地域自治協議会

- ① 市民全体の理解が深まるよう積極的な情報提供及び、合意形成に向けた支援に努めること。
- ② 体制が整った地区でモデル事業を実施し、その効果を検証した上で市内全域に展開できるよう計画すること。
- ③ 市から地区に交付している補助金等のうち、地区の裁量で用途を決定することが可能な補助金等を事務局人件費と併せ一括交付金として各地区に交付できるよう制度設計に努めること。

## イ まちづくり活動補助金

- ① 「西脇市地区まちづくり実践補助事業」については、地域自治協議会を導入した地区への一括交付金の交付に合わせ、補助金から一括交付金へ移行するよう努めること。
- ② 「市民提案型まちづくり事業」については、「チャレンジ事業」と「ファーストステップ事業」を統合し、市民にとってより分かりやすく使いやすい制度設計を図るとともに、市民への当制度の周知徹底に努めること。

## 2 庁内推進体制

## (1) 開催状況

「西脇市自治基本条例推進本部幹事会」を平成 27 年 11 月 11 日に開催し、「地域自治協議会」について次のとおり協議しています。

## ア 計画策定について

- Q 「地域自治協議会」を導入するための準備として、一括交

付金や事務局支援の実行計画が必要であることから、幹事会とは別に部会を設ける等検討が必要では。

A 平成 28 年度の予算に、地区のまちづくり計画再編にあわせ、「地域自治協議会」の組織立上げに要する費用を計上しており、各地区と協議しながら検討を進めます。部会の設置については、市の業務全般に関わる内容となるため適切でないと考えており、各地区や関係課との協議を行い、その内容を幹事会に諮る予定です。

イ 一括交付金について

Q 一括交付金により各地区がカーブミラーや防犯灯の設置等ハード事業を実施する場合、それらの費用の配分方法及び設置基準を示す必要があるのでは。

A 「まちひとしごと創生事業」のタイミングに合わせ「まちかどミーティング」を開催しましたが、ハード事業の議論が先行し過ぎたと感じています。まずは、事務局体制の整備や課題解決型のソフト事業を先行して実施し、できれば各地区の足並みをそろえてハード事業を実施していきたいと考えています。

ウ 地域担当職員について

Q 地域担当職員の役割を明確にする必要があるのでは。

A 市役所には窓口職員がおり、各地区の協議会には専従の職員がいることから、地域担当職員は必要な助言を行うことを主な役割とします。

エ 今後の進め方について

Q 先進地の事例を参考にするのであれば、西脇市に適した事例を研究した上で、具体的なモデル事業を提示する必要があるのでは。

A 市内各地区の実態に則した組織の設立が必要であることから、全地区とも同じ組織となることを想定していません。朝来市等先行自治体の事例はあくまで参考として紹介し、取捨選択してもらえよう調整します。来年度、まちづくり推進審議会での意見も踏まえ、モデル事業案を作成する予定です。

(2) 審議会等の会議の公開、会議録の公開等の実施について  
別添資料（一覧表）

### 3 地域自治協議会の推進

#### (1) 比延地区

組織や活動のあり方について区長会や各種団体等の合意形成を図るため円卓会議の開催を予定しています。

(2) 津万地区

まちづくり計画の再編とあわせ、地域自治協議会の組織や仕組みについて考えます。

(3) 黒田庄地区

まちづくり計画の再編とあわせ、地域自治協議会の組織や仕組みについて考えます。